

# 宿泊約款

## ●適用範囲

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令及び慣習の反しない範囲で約款に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## ●宿泊契約の申込み

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 当施設にペットを同伴しての宿泊契約の申込みを行う場合は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊ペット名、年齢、性別
- (2) 犬種
- (3) ワクチン接種歴
- (4) その他当施設が必要と認める事項

3. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## ●宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## ●宿泊契約締結の拒否

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 都道府県条例の規定に該当するとき

2. 当施設にペットを同伴しての宿泊の場合は、宿泊ペットが次に掲げる場合においては、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊するペットが、他の宿泊者、来館者に迷惑(攻撃、咬み付き、追い回し、無駄吠えなど)を及ぼす恐れがあると当施設において判断したとき
- (2) 宿泊するペットが、過去1年以内に、狂犬病及び「5種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
- (3) 宿泊するペットが、感染症に罹患している可能性があるとき
- (4) その他当施設が予め定めた事項に該当するとき

## ●宿泊客の契約解除権

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## ●当施設の契約解除権

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき

2. 当施設にペットを同伴しての宿泊の場合は、宿泊するペットが次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊するペットが、他の宿泊者、来館者に迷惑(攻撃、咬み付き、追い回し、無駄吠えなど)を及ぼす恐れがあると当施設において判断したとき
- (2) 宿泊するペットが、過去1年以内に、狂犬病及び「5種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
- (3) 宿泊するペットが、明らかに感染症に罹患していると認められるとき
- (4) その他当施設が予め定めた事項に該当するとき

3. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊規約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## ●宿泊の登録

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2.当施設にペットを同伴しての宿泊の場合は、施設利用規約を確認後、同意書にサインしていただきます。

- (1) 宿泊ペット名、年齢、性別
- (2) 犬種
- (3) ワクチン接種歴
- (4) その他当施設が必要と認める事項

3.宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

### ●客室の使用時間

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時※までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

但し、ご宿泊プランに応じて使用できる時間が変わる場合がございます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の 30%
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の 70%
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の 100%

### ●利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

### ●営業時間

第10条 当施設の主な施設などの営業内容は、各所の表示、フロント、お部屋の施設案内にてご案内いたします。

門限・・・・・・・・なし

フロントサービス・・・9時から18時まで

2. 施設などの営業時間は、必要やむをえない場合には予告なく変更することがあります。

## ●料金の支払い

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払は、インターネット予約による事前決済を除き、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## ●当施設の責任

第12条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## ●契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第13条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## ●寄託物等の取り扱い

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は30万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、30万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

### ●宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れていた場合は、当施設が一定期間お預かりし、その後遺失物法の規定に基づき処理します。

3. 本条各項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては前条第2項の規定に準じるものとします。

### ●駐車場の責任

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### ●宿泊客の責任

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

### ●宿泊客の病気・怪我

第18条 宿泊時、当施設内にて発症した病気・怪我については、発症当日に近隣病院にて直ちに診断書を取得し、当施設に遅れることなく提出することとします。当施設責任者の確認・了承なしに提出された宿泊日以外での診断書の内容においては、当施設では責任は負いません。



別表第1: 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

内訳	
<input type="checkbox"/> 宿泊料金	内訳 : 基本宿泊料(室料)、愛犬の宿泊料
<input type="checkbox"/> 追加料金	内訳 : 追加料金(飲食料及びその他の利用料金)
<input type="checkbox"/> 税金	内訳 : 税金(消費税)

備考

1. 基本宿泊料は ホームページ等に掲示する料金表によります
2. 小学生以上中学生未満のお客様は、ホームページ等に提示する大人料金の60%をいただきます
3. 愛犬は、1泊1頭につき、2200円(税込)をいただきます



別表第2: 違約金 (第5条第2項関係)

契約解除の 通知を受けた日		不泊	2日前 から 当日	7日前 から 3日前	14日前 から 8日前
個人	6名以下 又は2部屋以下	100%	100%	50%	30%
団体	3 部屋以上	100%	100%	50%	30%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率を示します
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します
3. 団体客(3部屋以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません